

公 安 委 員 会	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について	平成28年3月3日
説明資料No. 1		警 備 企 画 課

1 趣旨

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号。以下「施行令」という。）の一部を改正するに当たり、その案に対する意見の募集を実施するもの。

2 内容

- (1) 国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議として、同理事会決議第2253号及び同理事会決議第2255号を施行令第1条第1項に追加する。
- (2) 国際テロリストの名簿を作成する委員会の設置の根拠となる国際連合安全保障理事会決議として、同理事会決議第2253号を施行令第1条第2項に追加する。

3 意見募集の期間

平成28年3月4日（金）から同年4月2日（土）までの30日間

公 安 委 員 会	平成27年における被疑者取調べ適正化のための 監督に関する規則の施行状況について	平成28年3月3日
説明資料No. 2		総務課

平成27年における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（以下「規則」という。）の施行状況は次のとおり。

1 都道府県警察及び皇宮警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施。

2 平成27年中の都道府県警察における監督対象行為の件数等は以下のとおり。（皇宮警察においては、いずれの発生等もなかった。）

- 被疑者取調べに係る苦情の申出の件数 411件
- 規則第10条に基づく調査の件数 519件
- 監督対象行為の件数 28件（25繫）

※ 被疑者取調べの件数 約141万件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

監督対象行為の類型	H23	H24	H25	H26	H27
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	1	9	4	4	4
直接又は間接に有形力を行使すること（上記に掲げるものを除く）	1	4	5	3	2
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	3	3	4	3	2
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	22	10	19	7	11
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	1	2	1	0	1
深夜（22時から翌日5時まで）又は長時間（1日につき8時間）の被疑者取調べを行うときに事前承認を受けないこと	3	11	6	15	8
合 計	31 (27)	39 (38)	39 (35)	32 (31)	28 (25)

※ 合計欄の括弧内の件数は監督対象行為の事案数

表2 監督対象行為の端緒別内訳（平成27年） (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	6	20
	捜査部門からの連絡	12	
	留置部門からの連絡	2	
苦情等を端緒	苦情の申出	3	5
	その他の	2	
合 計			25

3 平成28年の取組

被疑者取調べ監督を担当する総務・警務部門において、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を確実に実施するよう指導する。

また、各捜査担当部門において、取調べの適正化に係る教養、捜査幹部による取調べに係る指揮が充実するよう努める。

1 110番受理件数に占める移動電話の割合

(件)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成4年
総受理件数	9,372,379	9,354,015	9,414,827	9,350,926	9,228,841	4,856,390
移動電話	6,212,937	6,311,611	6,369,767	6,391,450	6,452,415	165,698
構成比	66.3%	67.5%	67.7%	68.4%	69.9%	3.4%

2 主な特徴

- 平成27年の110番受理件数は、昨年に比べ若干減少(-122,085件(-1.3%))、平成21年以降900万前半の件数で推移。
- 移動電話(携帯電話、PHS等)からの受理件数は、件数を取り始めた平成4年以降年々増加。平成27年は件数、比率とも過去最高を記録。

※携帯電話・PHS契約者数:約1億5,725万件・前年同月比2.8ポイント増(H27.9月末総務省)

3 移動電話からの110番通報に係る取組みの推進

- 移動電話からの110番通報に迅速に対応するため、位置情報通知システム及び発信場所特定システムを活用して対応。
- 従来、移動体通信事業者【MNO】に関しては、110番通報者の発信者情報を照会するシステムを構築していたところ、近年増加傾向にある仮想移動体通信事業者【MVNO】契約の移動電話についても同様の照会システムが必要。

これらの状況を踏まえ、警察庁では、昨年12月15日に一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会との間に110番通報者の発信者情報の照会に関し、その手順等について定めた確認書を締結し、主要なMVNO事業者に対する照会システムを構築。

MNOのサービス形態

MNO
NTTドコモ
KDDI
ソフトバンク
・通信インフラ(無線局)
・ネットワーク運用
・発信者情報の管理
・端末/SIMカード販売等

MVNOのサービス形態

MNO	MVNO
NTTドコモ	インターネット接続タイプ(IJ)
KDDI	ケイ・オプティコム
ソフトバンク	ピッグローブ等
・通信インフラ(無線局)	・ネットワーク運用
・ネットワーク運用	・発信者情報の管理
・発信者情報の管理	・端末/SIMカード販売等
・端末/SIMカード販売等	

Mobile (モバイル)
Network (ネットワーク)
Operator (オペレーター)

Mobile (モバイル)
Virtual (バーチャル)
Network (ネットワーク)
Operator (オペレーター)

1 平成27年中の発生状況

(1) 発生件数及び被害額 1, 495件 約30億7300万円

期間	件数	被害額	実被害額
平成27年	1,495件	約30億7300万円	約26億4600万円
平成26年	1,876件	約29億1000万円	約24億3600万円
平成25年	1,315件	約14億600万円	約13億3000万円

※ 上記発生件数及び被害額については、ウイルスやフィッシングによると認められるものを集計

※ 被害額・・・犯人が送金処理を行ったすべての額

※ 実被害額・・・「被害額」から金融機関が不正送金を阻止した額を差し引いた実質的な被害額

(2) 特徴

- 法人口座被害の増加により被害額が過去最悪を記録
- スマートフォン等にSMS（ショート・メッセージ・サービス）を送信して偽サイトに誘導するフィッシングを初めて確認
- 信金・信組・農協・労金に被害が拡大（被害額の内訳は、都銀等47.1%、地銀19.5%、信金・信組30.6%、農協・労金2.8%）
- 特に信用金庫の法人口座被害が急増
- 不正送金先口座は、中国人名義のものが約6割
- 被害口座名義人の多くがセキュリティ対策を未実施
ただし、法人では17%がセキュリティ対策実施（電子証明書利用）

2 取組状況

- (1) 口座売買等の関連事件97件・160人を検挙
- (2) 不正送金事犯に係る犯罪インフラ対策の推進
 - 中継サーバ事業者の一斉取締り
 - ネット専業銀行に対する送金先口座対策要請
- (3) 不正送金ウイルス対策による被害拡大防止措置の実施
 - 外国捜査機関と連携したウイルス通信先サーバの停止
 - ウイルス無害化措置による被害拡大防止対策の実施

3 今後の取組

- (1) 事件の徹底検挙及び口座凍結等のインフラ対策の推進
- (2) 新たな手口等被害防止に直結する情報の金融機関等への提供
- (3) 金融機関・利用者によるセキュリティ対策高度化の働き掛け

公安委員会	第10次交通安全基本計画	平成28年3月3日
説明資料No. 5	最終案について	交通企画課

1 概要

政府（中央交通安全対策会議）においては、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以降、9次にわたって交通安全基本計画を作成し、総合的な交通安全対策を推進してきたところ。

このたび、平成28年度から32年度までを計画期間とする第10次交通安全基本計画を作成することとなり、内閣府においてパブリックコメント等を経て最終案が取りまとめられたもの。

2 内容（別添資料参照）

(1) 目標【P. 12】

- ① 平成32年までに、24時間の死者数を2,500人(※)以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。（※平成27年の比率で換算すると、30日以内死者数では概ね3,000人となる）

【参考】平成30年を目指し、交通事故死者数を2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。（平成21年総理大臣談話等）

- ② 平成32年までに死傷者数を50万人以下にする。

(2) 今後の道路交通安全対策を考える視点【P. 14】

- ① 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- ア 高齢者及び子供の安全確保
- イ 歩行者及び自転車の安全確保
- ウ 生活道路における安全確保

- ② 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

- ア 先端技術の活用推進
- イ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ウ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

(3) 講じようとする施策【P. 19】

- ア 道路交通環境の整備
- イ 交通安全思想の普及徹底
- ウ 安全運転の確保
- エ 車両の安全性の確保
- オ 道路交通秩序の維持
- カ 救助・救急活動の充実
- キ 被害者支援の充実と推進
- ク 研究開発及び調査研究の充実

3 その他

本計画は、本年3月11日に開催される中央交通安全対策会議において決定される。

1 平成27年における交通死亡事故の主な特徴（別紙参照）

- 平成17年と比較し、人口当たり死者数は全年齢層、高齢者いずれについても40%以上減少。平成27年の死者に占める高齢者の割合は過去最も高くなつたが、高齢者の人口当たり死者は引き続き減少。
- 第一当事者（原動機付自転車以上）の年齢層別死亡事故件数（免許保有者当たり）は24歳以下、75歳以上で多い。
- 死者の状態別では歩行中、自動車乗車中が多く、歩行中及び自転車乗用中死者（人口当たり）は他に比べ余り減っていない。
- 死亡事故の類型別では正面衝突等、横断中、出会い頭衝突が多く、この中では、横断中死亡事故（人口当たり）は他に比べ余り減っていない。
(※ 事故原因が類似する正面衝突、路外逸脱、工作物衝突を正面衝突等とまとめる。)
- 横断中死者の63.8%に法令違反があり、違反の中では車両の直前直後横断、横断歩道以外横断、信号無視が特に多い。
- 自転車乗用中死者の77.5%に法令違反があり、違反の中では安全不確認、ハンドル操作不適が特に多い。
- 自動車乗車中死者に占めるシートベルト着用者は52.0%、同シートベルト非着用者の致死率は着用者の約14倍（平成23～27年の累計）。

2 今後の交通死亡事故抑止対策

死亡事故に占める割合が大きい、又は死亡事故件数が余り減っていない事故類型（正面衝突等、横断中及び出会い頭衝突）に着目し、当面次の対策を推進。

- 運転者施策の充実
 - ・ 特に若年運転者及び高齢運転者を重点対象とした広報啓発
 - ・ 高齢運転者を対象とした認知機能検査、高齢者講習等
 - ・ 事故類型ごとの特徴を踏まえた運転者教育、指導取締り
- 横断中歩行者の事故防止対策の充実
 - ・ 年齢層別法令違反の特徴を踏まえた安全教育
- 道路管理者と連携した道路交通環境の整備
- 全ての座席におけるシートベルトの着用徹底に向けた取組の推進
 - ・ シートベルトを着用しない場合の危険性を強調した広報啓発等

公 安 委 員 会	中核派系全学連活動家らによる 威力業務妨害事件の検挙について	平成28年3月3日
説明資料No. 7		公 安 課

京都府警察、警視庁及び大阪府警察は、2月29日（月）から3月1日（火）にかけて、平成27年10月27日に京都大学で発生した威力業務妨害事件について、中核派系全学連活動家6人を通常逮捕したところ、概要は以下のとおり。

1 被疑者

中核派系全学連活動家

- ・ 同活動家A (37歳) 男
- ・ 同活動家B (27歳) 男
- ・ 同活動家C (24歳) 男
- ・ 同活動家D (24歳) 男
- ・ 同活動家E (30歳) 男
- ・ 同活動家F (27歳) 男

2 罪名、罰条

威力業務妨害罪（刑法第234条、同法第60条）

3 事案の概要

被疑者らは、平成27年10月27日、京都大学吉田南構内吉田南1号館において、立看板等でバリケードを構築して同館出入口等を封鎖するなどして、同館で行われる予定であった講義の休止及び教室変更を余儀なくさせるなど、威力を用いて同大学の業務を妨害したものである。

4 捜索関係

京都府警察等は、宮城県警察、福島県警察、沖縄県警察の支援を受けて、前進社、京都大学熊野寮等6都府県に所在する活動拠点等14か所に対する捜索を行った。

公 安 委 員 会	外為法違反事件被疑者の逮捕について	平成28年3月3日
説明資料No. 8		外 事 課

大阪府警察は、北朝鮮へニット生地を不正に輸出した外為法違反（無承認輸出）で、3月1日に会社員1名を通常逮捕した。

1 被疑者

神奈川県内に居住する会社員の女性（38歳）

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）

3 事業の概要

被疑者は、平成21年6月18日から北朝鮮向けの全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成23年1月初旬、ニット生地（輸出申告価格約175万円）を、経済産業大臣の承認を受けないで、大阪港から中国大連を経由して北朝鮮に輸出したものである。

4 参考

警察では、平成18年10月から対北朝鮮措置が実施されて以降、本件を含め、全国で同措置違反を36件検挙している。